

施策名【地球温暖化対策】

[illegible]

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金				
事務事業名称	環境普及啓発事業			事務事業コード	5211-1
所 管	環 境	部	環境政策	課	環境政策 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分		国県等連携補助金(上乗せなし)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称		佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業補助金交付要綱				法令種別	
始期		令和 8 年度 (経過年数 0 年)		終期設定	有	終期	令和 10 年度
目的		木質バイオマスを活用する燃料の使用を促進し、電気、化石燃料等の使用の削減を図ることにより地球温暖化の防止に寄与するため					
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)		・ペレットストーブ 補助対象経費の2分の1以内 限度額 15万円 県、補助額上限10万円、補助率4分の3以内 ・木質バイオマスボイラー 補助対象経費の3分の1以内 限度額 100万円 県、補助額上限10万円、補助率4分の3以内 ・木質バイオマス燃料製造設備 補助対象経費の3分の1以内 限度額 300万円 (市単独)					
交付対象者、団体		☒ 特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)			
		不特定団体		☒ 個人			
		名称(個人は除く)					
指標設定		設定の考え方		補助金の交付により、設置された対象設備の合計件数(二酸化炭素削減に寄与し、エネルギーの地産地消を推進するための手段として妥当性がある)		目標値	20件
		指標が数値でない場合の評価方法					

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		8 件	10 件	
決算額(予算額)		1,200,000 円	2,297,000 円	3,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	1,200,000 円	2,297,000 円	3,000,000 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
指標	目標値 (単位)	20 件	20 件	20 件
	実績値 (単位)	8 件	10 件	—
	達成率	40.0 %	50.0 %	—
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・再生可能エネルギーの活用という行政目標を達成するための手段として妥当性がある。 ・長野県の補助対象事業は、市に補助金が交付されるため市が実施する必要がある。 ・ペレットストーブ等の導入は二酸化炭素削減に寄与しており一定の効果が認められる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・第二次佐久市環境基本計画の二酸化炭素総排出量の削減目標値を達成するための施策の一つとして一定の効果が認められるため、当面の間現行どおり継続する。 ・長野県の補助金交付要綱の改正に合わせて見直しを行っていくこととする。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	✕
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、✕：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑦第二次佐久市環境基本計画では、基本目標の一つである「脱炭素社会の実現」の達成目標として、佐久市から排出される温室効果ガス総排出量を平成25年度の基準年度として、令和9年度までに、43%削減としている。この達成目標に向けた施策であり、市民に再生可能エネルギーの導入を促すため上乗せを行っている。

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金			
事務事業名称	環境普及啓発事業		事務事業コード	5211-1
所 管	環境	部	環境政策 課	環境政策 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(奨励的補助金)			
根拠法令等名称	太陽光発電設備・蓄電システム導入補助金要綱					法令種別	要綱	
始期	令和 6 年度 (経過年数 2 年)			終期設定	有	終期	令和 8 年度	
目的	年間日照時間が長い本市の特性を生かし、太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることにより、エネルギーの地産地消を促進し、脱炭素社会の構築に寄与するため							
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	発電又は蓄電した電気を自家消費するために市内の建物に設置するものに対し、以下補助金を交付するもの。 太陽光発電設備:太陽電池の最大出力(キロワット表示とし、小数点以下第2位未満四捨五入)に、新築の場合1キロワット当たり1万円、既築の場合1キロワット当たり3万円を乗じて得た額とし、新築の場合10万円、既築の場合20万円を限度とする。 蓄電システム:対象経費の実支出額とし、10万円を限度とする。							
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	不特定団体			☒	個人			
	名称(個人は除く)							
指標設定	設定の考え方			温室効果ガス排出量削減目標達成のため、補助金交付により設置された太陽光発電設備の設置件数			目標値	270
	指標が数値でない場合の評価方法							

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		295 件	275 件	
決算額(予算額)		39,200,000 円	38,119,000 円	40,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	39,200,000 円	38,119,000 円	40,000,000 円
指標	目標値	(単位) 270 件	270 件	270 件
	実績値	(単位) 295 件	275 件	—
	達成率	109.2 %	101.9 %	—
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・既築住宅の補助件数が減少傾向にある。長野県世論調査協会の調査結果によると設置費用や建物の構造上の問題、導入を検討する余裕がないなどが挙げられているが、第二次佐久市環境基本計画の目標達成のためには、既築住宅への太陽光発電設備が促進が極めて必要である。また、当該補助制度があることにより、市民が再生可能エネルギーの活用を検討する機会の確保に繋がっていることから、再生可能エネルギーの普及に一定の効果があると考えられる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	佐久市第二次環境基本計画に掲げている二酸化炭素排出量削減目標を達成するために、市民や事業者在省エネ化や再生可能エネルギーについて積極的に活用いただくよう、経済的なメリットも踏まえながらPR方法について工夫し普及促進に努める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—
※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	省エネ家電製品普及促進事業補助金			
事務事業名称	環境普及啓発事業		事務事業コード	5211-1
所 管	環 境	部	環境政策 課	環境政策 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱			法令種別 要綱
始期	令和 6 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	有	終期 令和 8 年度
目的	古い家電製品から省エネ家電製品への買換えによる普及促進を図ることにより地球温暖化を防止するとともに、市民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するため			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	対象者は、下記いずれも、市内に住所を有し、かつ、自らが居住している市内にある住宅(店舗付き住宅を含む。)に対象製品を設置する個人対象経費等 ①LED照明 市内本店事業所で購入の場合、本体の購入価格の合計(工事費含む)1/2補助(上限額5千円 補助対象経費5千円以上) 上記以外の事業者からの購入の場合、補助率は1/4(上限額2千円 補助対象経費は5千円以上) ②冷蔵庫、③エアコン 市内本店事業所で購入の場合、本体の購入価格の合計1/5を補助(上限3万円) 上記以外の事業者からの購入の場合、補助率1/10(上限額1万円)			
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	不特定団体		☒ 個人	
	名称(個人は除く)			
指標設定	設定の考え方		目標値	
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数			828 件	808 件	
決算額(予算額)			8,798,200 円	8,224,900 円	8,900,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		8,798,200 円	8,224,900 円	8,900,000 円
	一般財源		0 円	0 円	0 円
指標	目標値	(単位)	LED(350件)冷蔵庫(250件)エアコン(80件)	件 LED(350件)冷蔵庫(250件)エアコン(80件)	件 LED(350件)冷蔵庫(250件)エアコン(80件)
	実績値	(単位)	LED(359件)冷蔵庫(386件)エアコン(83件)	件 LED(407件)冷蔵庫(298件)エアコン(103件)	件 —
	達成率		LED(102.6%)冷蔵庫(154.4%)エアコン(103.8%)	% LED(116.2%)冷蔵庫(119.2%)エアコン(128.8%)	% —
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する				

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	目標値を上回る実績となり、第二次佐久市環境基本計画の目標達成に向けて一定の効果が得られたと考えられる。引き続き市民の省エネ行動の促進に努めていく。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	市民へ広く周知を図り更なる省エネ家電製品への買換えによる普及促進に努める。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	電気自動車購入促進事業補助金			
事務事業名称	環境普及啓発事業		事務事業コード	5211-1
所 管	環境	部	環境政策	課
			環境政策	係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)			種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付要綱					法令種別	要綱
始期	令和 6 年度 (経過年数 2 年)			終期設定	有	終期	令和 8 年度
目的	電気自動車の普及を促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指すとともに、災害時等に非常電源として利用することにより災害に強いまちづくりに寄与するため						
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	国の補助金の2分の1以内 上限額20万円						
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)			特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	不特定団体			☒	個人		
	名称(個人は除く)						
指標設定	設定の考え方		二酸化炭素排出量の削減と非常用電源の確保のため、補助金が交付された対象自動車の合計台数			目標値	40
	指標が数値でない場合の評価方法						

3 補助金等の実績(Do)

年度			令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
交付件数			28 件		21 件			
決算額(予算額)			5,600,000 円		4,200,000 円		8,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)		5,600,000 円		4,200,000 円		8,000,000 円	
	一般財源		0 円		0 円		0 円	
指標	目標値	(単位)	40	件	40	件	40	件
	実績値	(単位)	28	件	21	件	—	
	達成率		70.0	%	52.5	%	—	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する							

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	充電インフラ整備は進みつつあるものの、EV車については、生産コストが高く国内メーカーなどで手頃な価格の車種が増えず販売に繋がっていない状況ではあるが、この補助制度があることにより、市民が電気自動車の活用を検討する機会の確保に繋がっていることから、地球温暖化防止に一定の効果があると考えられる。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	佐久市から排出される温室効果ガス総排出量を平成25年度の基準年度として、令和9年度までに、43%削減を目指しており有効な施策であることから引き続き行っていく。また、効果的な活用が図られるよう市民等へ更なる周知・啓発を行う。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、－：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

令和8年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金				
事務事業名称	環境普及啓発事業			事務事業コード	5211-1
所 管	環境	部	環境政策	課	環境政策 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)		種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱			法令種別	要綱
始期	令和 6 年度 (経過年数 2 年)	終期設定	有	終期	令和 10 年度
目的	太陽光の活用による自然エネルギーの更なる普及を図ることによりエネルギーの地産地消を促進し脱炭素社会に寄与するため民間事業者実施する太陽光発電設備の導入経費に対して補助する				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象者:建物に対象設備を設置しようとする個人事業主又は法人その他の団体 自ら所有し、事業を行う市内の事業所、工場、店舗等に対象設備を設置する者 市内の事業所等に当該所有者とのPPA契約又はリース契約に基づき対象設備を設置する者 補助額:1キロワットあたり5万円(上限額なし)				
交付対象者、団体	特定団体(市が事務局となっているもの)		特定団体(市が事務局となっていないもの)		
	☒	不特定団体	個人		
	名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に基づき太陽光発電設備の再エネ導入容量を目標値に設定(R6:100kw、R7:249kw、R8:964kw、R9:947kw、R10:347kw)		目標値	2,607kw
	指標が数値でない場合の評価方法				

3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
交付件数		1 件	2 件	
決算額(予算額)		5,000,000 円	12,451,000 円	181,300,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	5,000,000 円	12,450,000 円	181,300,000 円
	一般財源	0 円	1,000 円	0 円
指標	目標値 (単位)	100 kw	267 kw	964 kw
	実績値 (単位)	100 件	249 件	—
	達成率	50.0 %	93.3 %	—
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	民間事業所への太陽光発電設備の導入にあたっては、企業へ直接情報提供(PR訪問)活動を積極的に行い、事業実施を促した結果、令和7年度は2件の企業が導入した。二酸化炭素排出量の削減に向けて、一定の効果が得られたと考えられる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	第二次環境基本計画の再生可能エネルギーの利用推進のため、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら工場や商業施設、公共施設などの未活用の屋根や駐車場など設置可能場所の活用を図り、太陽光発電による再生可能エネルギー生産量の増加に努める。また今後は市が率先して公共施設へのPPA方式による太陽光発電設備の導入を行うことで地域の脱炭素社会に誘引する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】